



行政文書公開決定通知書

31 観名保第 149 号
令和元年 11 月 21 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和元年11月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	・石垣部会との意見交換 ・市長コメント（令和元年8月29日） ・参考 現天守解体の現状変更許可申請に対する本市への指摘事項				
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	令和元年 11 月 22 (日)	午前 9 時 午後		
	場 所	市民情報センター（市役所西庁舎 1階）			
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴				
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488				

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

石垣部会との意見交換

令和元年11月4日

10：00～11：00 部会員による打ち合わせ

11：00～11：45 局長発言の背景と謝罪

11：45～12：30 昼食

12：30～13：15 石垣部会の石垣・埋蔵文化財部会（仮称）への改組

13：15～14：00 石垣カルテ作成の経緯と今後の対応

14：00～15：00 市長を交えた懇談

15：00～16：00 文化庁からの指摘事項への対応

（必要に応じて内堀堀底発掘調査の現場視察）

市長コメント（令和元年8月29日）

名古屋城現天守閣の解体にかかる現状変更申請については、現在、継続審議となっており、解体工事に着手できておりません。

解体工事に着手できていない現状において、2022年12月の竣工を目指すことは、竹中工務店からも現実的に厳しいとの見解も伺いました。

こうした状況を鑑み、事業を進めていくためには、クリアすべき調査・検討に全力をあげて取り組む必要があると考え、竣工期限を延ばすことといたしました。

クリアすべき調査・検討としては、文化庁から示された確認事項の内容を踏まえ、内堀や御深井丸の地下遺構に関する発掘調査、大天守台石垣の孕み出しや石垣背面の空隙の有無に関する検討が必要であると考えており、こうした調査・検討を迅速に進めるためにも、石垣部会との関係を構築し、石垣部会の方針をまとめ、文化庁とも調整を図るよう担当局長に指示しました。また、私自身も必要に応じ、直接、関係者との協議に臨んでいきたいと考えております。

今後、調査・検討を早期に完了することで、必ず解体の現状変更許可がいただけるものと思っており、竹中工務店からは、今後も、史実に忠実な復元を完遂すべく、事業達成に向けた強い決意をいただいているので、木造復元に向けて、改めて全身全霊を傾けてまいります。市民の皆さんには、一層の応援をお願いいたします。

新たな竣工時期につきましては、竹中工務店、文化庁、地元の有識者との協議をさらに進め、皆さんにお知らせできる段階になりましたら、必ず、私自身からお知らせいたします。

参考 現天守解体の現状変更許可申請に対する本市への指摘事項

1 文化審議会の判断

- ・文化審議会において、更に確認を要する点があり、名古屋市に追加情報の提供を要請し、その内容を踏まえて引き続き調査を行うことが適当であると判断された

2 追加情報の提供を求められた事項

(1) 現天守の解体・仮設物設置が石垣等遺構に与える影響を判断するための調査・検討について

- ・今回のような石垣等遺構に近接する地点で行う大規模工事を計画するのであれば、考古学的視点からの調査・検討と、工学的視点からの検討とを突き合わせ、総合的な視点から、特別史跡の石垣等遺構への影響評価を行い、当該各種調査・検討結果を踏まえて、適切な解体・仮設物設置計画を策定すべきである
- ・また、これらの諸過程において、各分野の有識者による十分な議論と合意形成がなされることが必要である
- ・仮設物の設置等が、地盤や石垣全体へ与える影響を分析する等の工学的視点から検討されており、文化財である石垣や地下遺構の詳細な現状把握に基づく考古学的視点からの調査・検討が不足している
- ・名古屋市においては、以下に示す点を始めとして、どのような調査が必要かについて、各分野の有識者による十分な議論と合意形成を行った上で、必要な調査を実施し、石垣等遺構に影響の無い工法を選択し、その保存を確実に図る計画となるよう必要な見直しを行うべき

ア 内堀の地下遺構の把握、御深井丸側内堀石垣の現況及び安定性を確認するための追加発掘調査

- ・大型重機や仮設構台を設置することとされている内堀底面については、地下遺構の全体状況を正確に把握し、遺構保存を前提とした仮設物設置計画の検討が必要である
- ・内堀底面についてはこれまで13箇所で発掘調査が実施されているが、調査箇所が限定的であるため堀底面の安定性の確認が困難であり、地下遺構の全体状況の正確な把握のためには不十分である
- ・内堀内に盛土し、大型重機や仮設構台を設置することにより土圧のかかる御深井丸側内堀石垣については、石垣の現状を把握した上で、石垣に影響のない工法及びその保存を確実に図る計画について検討することが必要である
- ・当該石垣については、これまで、地上部分については現況調査が実施されているが、地中の石垣裾部の発掘調査については一部実施されているのみであり、石垣の現状の正確な把握のためには不十分である
- ・これまでの調査により、孕み出し箇所も確認されており、石垣裾部の発掘調査等、より詳しい現況調査が必要と思われる
- ・内堀内の調査を速やかに実施し、その結果を踏まえて石垣等遺構に影響の無い工法を選択し、その保存を確実に図る計画となるよう必要な見直しを行うべきである

イ 御深井丸の地下遺構把握のための発掘調査

- ・仮設構台・桟橋を設置することとされている御深井丸については、地下遺構の状況を把握し、遺構が集中している箇所には構台等を設置しない等の検討が必要である
- ・御深井丸についてはこれまで地下遺構把握のための発掘調査が実施されていない
- ・御深井丸では構台設置箇所の西半分のみの試掘の計画となっており、外堀に向かう桟橋橋脚設置地点については試掘の計画がない
- ・仮設構台・桟橋設置地点全体において、調査を実施した上で、石垣等遺構に影響の無い工法を選択し、その保存を確実に図る計画となるよう必要な見直しを行うべきであり、別途必要な調査に係る現状変更許可申請を行った上で調査を実施し、その結果を踏まえて計画に変更が必要かどうかを検討すべきである

ウ 大天守台北面石垣の孕み出しについての調査・検討

- ・内堀内に盛土し、大型重機・仮設構台を設置することで土圧がかかるにより、孕み出し部分裾部が影響を受ける可能性があるため、発掘調査を実施して孕み出し部分裾部の石垣及び地盤の状況を把握する必要がある
- ・大天守台石垣裾部の発掘調査について、速やかに申請を行い、調査を実施した上で、その結果を踏まえて石垣等遺構に影響の無い工法を選択し、その保存を確実に図る計画となるよう必要な見直しを行うべきである

エ 天守台石垣背面等の空隙についての調査

- ・天守台石垣については、工事の影響を直接的に受ける場所であるとともに、内堀内に盛土し、大型重機・仮設構台を設置することにより石垣下部に土圧がかかることから、石垣の現状を把握した上で、石垣に影響のない工法及びその保存を確実に図る計画について検討することが必要である
- ・石垣背面に大きな空隙が確認されていないことをもって、天守解体による天守台石垣等への影響が軽微であると判断する旨の所見が示されているが、工事による天守台石垣等への影響を判断するためにはこれらの調査内容では不十分であり、有識者における議論の上で、レーダー探査を行う間隔を狭めて観察する等、精度を上げて調査することが必要である
- ・天守台以外の石垣については、空隙調査は実施されていないとのことであるが、これらの石垣についても調査が必要であると考えられる

(2) 現状変更を必要とする理由について

- ・天守解体という現状変更を必要とする理由が耐震対策のみであるのか、木造天守復元のためであるのかについて、整理がなされていない状況にあり、申請者において改めて検討・整理することが必要である
- ・天守解体を選択する理由として木造天守復元を挙げるのであれば、天守解体と木造天守復元を一体の計画として審議する必要があるため、木造天守復元に係る計画の具体的な内容を追加提出されたい

<参考資料>

令和元年 11月 4日

石垣部会構成員との懇談 出席者

■石垣部会

北垣 聰一郎 石川県金沢城調査研究所名誉所長

赤羽 一郎 前名古屋市文化財調査委員会委員長・元愛知淑徳大学非常勤講師

千田 嘉博 奈良大学教授

宮武 正登 佐賀大学教授

■名古屋市

河村 たかし 市長

松雄 俊憲 観光文化交流局長

佐治 独歩 観光文化交流局名古屋城総合事務所長

村木 誠 観光文化交流局名古屋城総合事務所名古屋城調査研究センター副所長